

コロナ後の社会を見据えた 大運動

～ 労働組合の役割を考える ～

全労連事務局長 くろさわ こういち
黒澤 幸一

3月18日、新型コロナウイルス感染拡大を受け、ドイツ・メルケル首相が国民に向けて行った演説が話題を呼んだ。演説の中で3度も「民主主義」について言及した。民主主義が本当に政治システムとして機能しているかどうか、感染対策にも大きく違いとなって現れているのではないかと。社会が個人の総和であるという認識、したがって、ただの一人もこの社会から見捨てるべきではないという決意にあふれている。日本中を闊歩する「自己責任」という言葉が、どれほどこの認識から遠いところにあるだろうか。問題を社会全体で引き受け、分かち合い、助け合う社会と、「それは自分の責任でしょ」と助け合わない社会との差は大きい。こうしたことが、コロナ禍にあって、現実のものとして露呈しているのではないかと。

職場民主主義にはじまって、社会そのものの民主主義の水準が問われている。当事者である労働者自身が受け身でいては前にすすめない。労働組合で団結すれば声は上げられ、さまざまな困難も前向きに変えられる。このことが端緒的ながらもこのコロナ禍で実践され教訓化されている。

新型コロナウイルスの感染拡大は、現在の社会的矛盾を浮き彫りにし、次の社会はどうあるべきかを問いかけている。同時に、私たち労働組合へのその役割発揮に期待が高まっている。

1 コロナ禍が浮き彫りにした社会

文化・芸術を守らない国

まず感じたのは、日本と言うより政府の「文化や芸術」に対する冷たい姿勢である。オーケストラなどによる演奏会は、国内1000超が中止や延期となり「存続の危機」となっている。文化や芸術は私たちが生きていく上で、なくてはならない心の支えである。筆者も小学生のときから楽器にふれ、演奏を通じて自尊心を培ったように思う。仲間と一つのを造り上げる喜びと充実感を持つことができた。ドイツでは、政府や州から5000ユーロなど70万円相当の支援金がアーティストに直ちに振り込まれたと報道されている。文化や芸術を市場に委ねてしまい、社会的に担保しない日本政府の姿勢に、本性をみたように思う。直ちに支援が必要になっている。

医療、介護、公務の削減が危機をまねく

コロナ禍で露わになったことに、医療・介護の

脆弱性がある。そして、もう一つは、公務・公共体制。つまり、公的資源が尽く壊されていることだ。まさに、緊急事態に対応できていない。

医療では、日本の医師・看護師は海外に比べて極端に少ない現実がある。入院病床100床あたりで、医師はイギリスの約6分の1、看護師は約4分の1に過ぎない。また、集中治療ベッド数（ICU）は、OECD諸国で最低水準の人口10万人あたり日本は5.2床しかない。

感染拡大が広がる中で、国立感染症研究所（感染研）の研究費が10年間で60億円から40億円に大幅に削減されている。感染研は、感染症研究やワクチン開発、流行調査など感染症対策の中核を担う国の重要な機関。このままでは、専門研究者が消滅することが危惧される事態である。

感染防止で要となっている保健所体制も徐々に弱体化させられてきた。全国の設置数は、1992年度に852カ所から2019年度472カ所まで45%も減少している。背景には、国家公務員の定員削減がある。「官から民へ」「国から地方へ」と定数削減がすすめられてきた。安倍政権は、2020年から5年で5万人余りの国家公務員を削減する計画をいまも動かしている。

政府は医療構造改革を推し進め、公立・公的医療機関424カ所を名指し、統廃合によって減らす計画である。このうち72病院が新型コロナウイルス患者の入院を受け入れている。関係単産などと特別体制でこの計画の撤回を迫る運動のさなかに感染拡大となった。現状でも医療崩壊状態となる中で、さらに削減などあり得ない。運動を背景に加藤勝信^{かとうかつのぶ}厚労大臣は、6月5日「再編検討の先送り」を発言。見直しを求めていた全国知事会は「地域医療の最後の砦としての役割を十分踏まえた検討を望む」とコメントを発表した。声を上げたことで変化をつくった。白紙撤回のうえ、充実

のための計画に切り替えさせる必要がある。



若い力士の死と介護現場の悲劇

5月、28歳の若い力士が新型コロナウイルス感染症で亡くなったことは、記憶しておきたい。周囲が発熱当初から「保健所や複数の医療機関に連絡したものの、受け入れ先が見つからない状態が4日以上も続き、吐血して救急搬送された」が命を守ることはできなかった。

介護の現場でも悲劇が起きている。4月～5月、札幌の老人保健施設でクラスターが発生し、7人が亡くなった。介護責任者は「きちんとした医療、病院のような医療を提供してあげられなかった」。(このことを)「いつまでも背負っていかなければいけない」と涙ながらに語った。札幌市は、「救急ベッドの不足から介護に医療を押し付ける現実がある」と北海道医労連・鈴木^{すずきみどり}緑執行委員長は話している。



「公共」が企業に変貌

経済評論家の内橋克人^{うちししかつと}氏は、「市場原理至上主義のもとづく「公共」が企業に変貌させられ、効率化と市場化が推し進められてきている。病院や介護事業所、保育園などの公共インフラが利益追求の対象とされ、競争させられている。長く続く自民党政治は、「構造改革」を推し進め、医療・社会保障、公務の枠組みを無残なまでに萎縮させてきた。ドイツで新型コロナ感染者の死亡率が低いのは、「公共の企業化」に歯止めをかけ、医療体制をそれなりに守ってきたからだと思う。一方、新自由主義のもとづく公的投資の削減で医療体制を極限まで圧縮してきたイタリアやスペインでは、多数の感染者、死者をだし、医療崩壊を引

き起こしている”と指摘している。

いまこそ、感染拡大の第二波到来の前に「医療・介護」と「公共」を取り戻し始める具体的な対策が必要となっている。

2 コロナ禍でこそ雇用守り最低賃金引き上げを

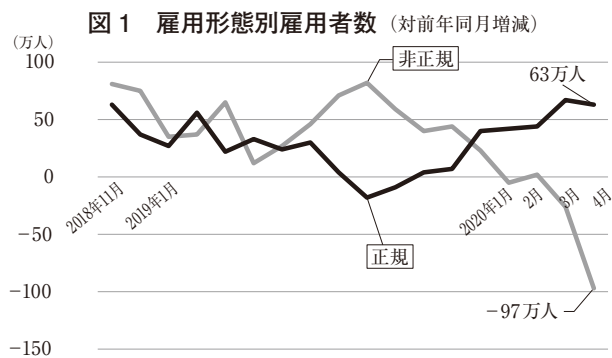


非正規労働者にしわ寄せ

新型コロナウイルスの感染拡大で雇用情勢が急速に悪化している。この間、全労連が全国の構成組織と重ねている労働相談でも、解雇・雇止め事案が増え、特に非正規労働者からの相談が約6割を占める。総務省が5月末に公表した4月の労働力調査によると、非正規労働者は2019万人となり、前年同月比で97万人減り、過去最大の下落幅を記録した。今後、派遣労働者など一気に悪化する恐れがある。非正規労働者など弱い立場の人にしわ寄せが繰り返されている。

コロナ禍の経済危機であるからこそ賃金の底上げ、引き上げが欠かせない。経済危機のたびに非正規労働者の解雇・雇止め、賃金の抑制など「労働者しわ寄せ型」の経済復旧が繰り返されてきた。こうした消費を冷え込ませる経済対策が誤りであることは、「失われた20年」が物語っている。

最近では、リーマンショック（2008）や東日本大震災・原発事故（2011）の際にも、東京・日比谷公園での年越し派遣村（2009.12）に象徴的なように、派遣労働者等の大量首切りが行われ、いわゆる雇用調整が強行された。賃金では、法規制である最低賃金の引き上げが抑制され、その翌年の春闘では、賃金抑制されることが繰り返されてきた。加えて、消費税増税が2014年に5%から



資料：総務省統計局「労働力調査（基本調査）」

8%へ、2019年に8%から10%と、安倍政権によって倍増させられた。賃金が上がらない、景気が冷え込む、税収も増えないといった、経済の負のスパイラルをつくってきた。そこに、新型コロナウイルス感染拡大が追い打ちをかけた。



雇用と暮らしを守る全労連

全労連は、いのちと暮らしと雇用を守ろう！をスローガンに、コロナ禍の厳しい現状を打開するためにコロナ対策本部を設置。5次に渡る緊急要望を政府に行ってきた。

3月3日の第1次要望では、感染症拡大防止と雇用等の維持と生活保障（①労働者が休みやすい環境整備、②休業保障、③リストラ規制と雇用調整助成金の要件緩和・拡張適用など）を中心に21項目。4月8日に第2次として、感染防止や雇用維持の財源確保に、緊急の大企業内部留保課税を提言。その他、雇調金の中小企業に対する10割補償、フリーランスの生活保障、学校休校の休業手当の8330円への増額、公的医療機関の統廃合計画の中止、消費税の引き下げなど20項目。4月24日には第3次として、医療崩壊防止のため、感染者・重傷者の受け入れ体制拡充、医療・介護従事者の確保と負担軽減。医療・介護事業所でのマスクや防護服の確保、複合災害での感染症拡大防止、国民一人月10万円の給付金支給、雇調金の更なる充実と中小企業への10割給付と手続きの簡素化など50項目。5月22日の第4次要望では、医療崩壊防止のため自粛と生活補償の確保、PCR検査の拡充、解雇規制の強化、雇用調整助成金の上

限1万6000円への引き上げ、フリーランスの持続化給付金要件緩和など24項目を要望した。

さらに、第5次となる6月30日には、秋にも予想される第二の感染拡大や台風などの自然災害時において、国民のいのちと暮らしを守るため、政府がその役割を発揮すべきこととして、「公務員の総人件費抑制方針の転換」「医療・介護体制の削減方針の転換」など45項目の要望を安倍首相に対し提出した。

こうした第5次に渡る緊急要望は、全労連の地方組織と産別組織の相互協力による労働相談ホットライン活動などで寄せられた、労働者・国民の声をまとめ作成されている。これまでに、「国民1人10万円の給付金」「休校の休業補償実施とその8330円への増額」「雇用調整助成金の上限1万5000円への拡充と手続きの簡素化」「事業の家賃維持などを目的とする持続化給付金の創設」など、労働者を直接ケアするこれまでにない対策を取らせてきた。しかし、まだまだ不十分であり引き続き、要求運動が必要となっている。

札幌では3月、困窮するライブハウスで活動する仲間が「# SavetheLittleSounds」と称し、窮状を伝えた。道労連の仲間らも協力する中で4月には、道独自でエンターテイメント関連事業者に一律で25万円を支給する制度をつくらせ、さらに充実を求めている。こうした、現場からの具体的なたたかいが、行政や制度を動かす力となることを教訓化しなければいけない。

雇用調整助成金制度と個人申請型 「新・支援金制度」

感染拡大が営業自粛など雇用に影響を落とすなか、企業が労働者の雇用維持をした場合の助成制度が雇用調整助成金（雇調金）。雇調金の歴史は半世紀近い。1974年、それまでの失業保険法が雇

用保険法に改正された。その時に新設された雇用調整給付金が今の雇調金にあたる。第一次石油ショック直後の話だ。

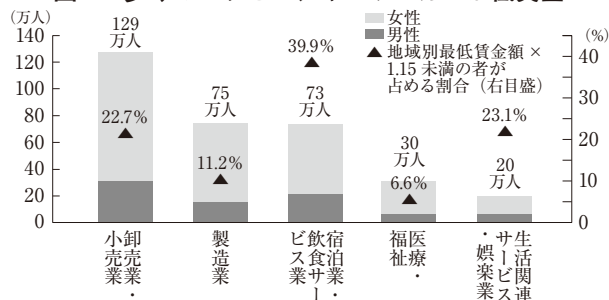
雇調金と失業給付とは、その考え方に違いがある。失業給付は、仕事を失った労働者が次の仕事を見つけるまでの生活を支えるもの。一方、雇調金は、経営が苦しくなった企業に、人減らしを避けて雇い続けてもらうことを目的にしている。その意味で74年改正からは、雇用の維持が優先されるようになった。リーマン・ショックや東日本大震災時のように日本経済全体が急激に悪化すると、雇調金は活用されてきた。

ここ数ヶ月でコロナ特例として雇調金制度は、改善、変更された。「助成額上限8330円では不十分」「申請手続きが複雑で申請できない」「雇用保険未加入者は救われない」などの声がだされ、全労連も重ねて改善を要求してきた。コロナ感染に対応し、事業主に支払い義務のないやむを得ない休業に対しても適用され、中小企業では支払った休業手当の最大10割が助成されるようになった。また、通常は支払いまで2ヶ月程度かかっていたものが、最速で2週間程度に短縮されている。事務手続きも通常の半分程度まで簡素化された。6月12日に成立した第二次補正予算では、上限が1万5000円まで引き上げられた。短時間パートやアルバイトなど、雇用保険未加入者にも、国の一般財源から支給されるようになった。

7月1日時点で申請件数は33万件、支給決定は21万件で支給額は1362億円となっている。ただ、営業自粛などで休業する労働者は600万人（厚労省5月29日発表統計）とされている。民間調査によると非正規労働者の56%が休業補償を何も受けていないと発表している。活用がまだまだ進んでいない。

政府は、第二次補正予算で企業が申請するので

図2 多くのエッセンシャルワーカーが低賃金



資料：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）を労働政策研究・研修機構により特別集計

はなく労働者個人が休業補償の申請ができる「支援金制度」を新設させた。7月から運用がはじまるが、この仕組みでは、雇調金の活用を阻害する懸念と労基法26条に定める休業手当支払いの使用者責任を免罪することになりかねない矛盾をはらんでいる。

現時点で言える事として、休業補償は、第一に、使用者の責任で企業として補償させること。第二に、企業体力がなく休業補償すれば経営が立ち行かなくなるのであれば、雇用調整助成金を活用させて、休業補償させる。第三に、会社にいくら請求しても休業補償しないときに「新支援制度」を活用する3段階の構えで対応することが求められるのではないかな。

いずれにしても、雇用の使用者責任を明確にし、考えられるあらゆる制度を活用させて雇用を守り休業補償をさせることができるのは、労働組合に団結することが必要である。そのことを知らせていかなければいけない。



コロナ禍だからこそ最低賃金改善を

こうした悪循環を規制する役割を果たすのが、国が賃金の下限を決める最低賃金だ。政府による中小企業支援の具体化が欠かせないが、企業の支払い能力をみて、引き上げるのではなく、最低賃金を上げて、企業努力と中小企業支援を促すことが必要だ。乱暴ように見えるが、それが最低賃金の規制力であり、あるべき賃金水準をつくることにつながられる。きびしい経済状況だからこそ、最低賃金を引き上げ、地域間格差を是正することが、経済の好循環をつくる。



エッセンシャルワーカーの賃金改善を

また、コロナ禍で感染リスクが高まる中で社会を支え続けてきたエッセンシャルワーカーの多くが非正規労働者であり最低賃金近傍で働く労働者だ。例えば、スーパーなど卸売・小売業で働く労働者の22.7% 130万人、宿泊業・飲食サービス業の39.9% 75万人が最低賃金×1.15倍未満の低賃金で働いている（2016年、厚生労働省）。この方たちの生活水準の底上げは、心情的にも、大幅な実行が今年の最低賃金改定の社会を支える上でも、肝であることを強調したい。

3

労働組合だからこそできる

労働組合の交渉力の発揮と社会運動との結合で、コロナ禍のきびしい雇用情勢を乗り越えようと奮闘する全国の優れた事例がある。



学生アルバイトも労働者だ

4月に行われた「コロナなんでも相談会」で相談を受けた労働者の団体交渉に参加した。首都圏にある居酒屋で働く正社員労働者からの相談で「3月から店が休業に入り基本給の6割休業手当はあるが、収入が減り生活できない。10割支給させられないか。また、雇用不安が大きい。そして、パート・アルバイト学生には休業補償はされていない」との内容だった。飲食店ユニオンを紹介し、交渉に至った。ユニオンでは、他の大学生アルバイトなど10人余りに声をかけ、1人が加入し交渉に参加した。本社ビルでの交渉に参加した

大学2年生は、声を震わせた。「父を早くに亡くし母親が支えてくれている。母親もがんで療養が必要。アルバイトの収入がなければ学生を続けられない。なんとか、雇用調整助成金を使ってでも休業手当を出して欲しい」と窮状を訴えた。ユニオンは「学生アルバイトも労働者だ」と迫り、経営者に「役員会で検討する」と言わせた。



20春闘でコロナ関連手当の獲得

コロナ禍真っ只中となった20春闘では、団体交渉を通じて、「コロナ病棟勤務の医師・看護師らに月額2万5000円の特殊勤務手当の支給」（大阪府関係職員労働組合）、「コロナ関連患者との濃厚接触者への自宅待機を有給保障」（日本医労連）、「コロナ関連での体調不良の自宅待機者の賃金保障の休暇」（全印総連）など、数多くの改善を図らせている。



タクシー会社の退職強要を撤回

自交総連・^{めぐろ}目黒交通労働組合は、会社のコロナ禍を口実とした退職強要を撤回させた。自粛による経済停滞で、サービス、観光などの分野で急速に雇用不安が広がる中で、労働組合でたたかって雇用を守りきった。会社は、4月に従業員600人を脱法的な手法で、退職合意書にサインを迫った。組合は、雇用調整助成金やタクシー会社を支援する「期間限定特例休車」をつかって雇用を守れと要求。会社には、退職強要を撤回させ、営業を再開させ雇用を守りきった。労働組合のない営業所の従業員からも相談が相次いでいる。



介護事業所一斉休止に休業補償

愛知県医労連は3月、市内126カ所のデイサービス営業所のいっせいで休業要請に対し、遺失金保証、休業者の賃金補償を名古屋市に要請し、休業補償することを表明させた。愛知県名古屋市では2月末から2区で高齢者デイサービス事業所の利用者から新型コロナウイルス感染者のクラスターが発生。市は、休業を要請していた。この事例が、他県での休業補償支給に波及した。



コールセンター感染対策費を予算化

さっぽろ青年ユニオンは、コールセンターに働く組合員とともに、職場の「3密」を解消するよう要求している。コールセンターの誘致に助成金を出し推進する札幌市に対しても、ネット署名を集め改善を要請、「コールセンター感染対策費」の予算化を実現させた。会社には、「3密」対策、休業補償、勤務していた労働者への危険手当を求め団体交渉を行っている。

ユニオンでは、労働組合の団体交渉で労働環境は変えられること、メディアをフル活用して、大企業の社会的な責任を問うことができること、制度闘争と労使交渉をかみ合わせてたたかえば前進させられること、若手組合員が労働組合への確信を広げていることが教訓化されている。

全労連に加盟する労働組合が、コロナ禍の緊急事態に果敢に立ち向かい、労働組合としての本領を発揮している。



4 コロナ後の社会を展望する運動

最後に、コロナ後の社会を展望し、その発展的な変化をつくる出発点として、象徴的な運動を全労連として、いかにつくるか考えてみたい。

まず、労働組合として求められる運動の視点3つを考えてみた。

一つは、そもそもの民主主義を確立させること。コロナ対策も、政府が上から与えたものではなく、国民の声が変えてきていることを、この間の経験から教訓化したい。ボトムアップでつくる社会、これが「憲法を生かす社会」へとつなぐことになると考える。

二つ目は、「格差と貧困」の是正と「公務・公共体制」の充実が急務であること。生活インフラを支える人たちの冷遇や業種、雇用形態、地域による待遇格差が社会全体をゆがめている。また、医療や自治体の体制強化が急務である。格差を是正し公正・公平な社会に向けた取り組みを開始するときだ。

三つ目は、「労働者を孤立させない」ということ。労働者が本格的に声を上げるには、労働組合がなければできない。このコロナ禍に自分の職場のすべての非正規労働者に「困っていないか」「休業補償はちゃんと受けられたか」と声かけできただろうか。コロナ禍の経済悪化と雇用危機は、これから厳しさを増すものと思う。この際、自分の職場や地域の身近なすべての労働者と声をかけあうこと。直面する困難の解決には、労働者が労働組合で集団化されることが必要である。つまり、労働組合が強く、大きくなることがいまほど重要なときはない。



秋から春にかけての大運動

秋から来春に向けては、以下の3点の運動の具体化が必要ではないか。

一つは、コロナ禍などの緊急事態にも耐えうる医療体制の抜本的な拡充が必要になっている。国の負担による診療報酬の抜本的な引き上げ、地域医療構想（公的424病院統廃合）の白紙撤回、医師・看護師など医療従事者、介護従事者の大幅増員が欠かせない。

二つ目は、労働者の雇用を守ることと休業10割補償を求めていく運動が必要となっている。非正規労働者をはじめ多くの労働者がまともな休業補償を得られていないとされる。これまで休業した分の遡及も含めて労働者を各産別やローカルユニオンで組織化し、労働組合でたたかえば雇用が守られ、収入も確保できることを示していく運動が必要ではないか。

三つ目には、最低賃金の地域間格差の是正と抜本的な引き上げの運動である。全国一律制の実現を急ぐとともに、抜本的な引き上げを求めていく最低賃金運動の前進が、生活破綻に直面する労働者の生活を直接支えることになる重要な課題となっている。

繰り返しになるが、いずれの運動も当事者を労働組合に組織化できるかが要となる。



当事者である労働者が声を上げるとき

コロナ禍から提起されたのは、すべての仕事に不要なものはないということ。一人ひとりが、社会を構成し、何らかの役割を果たしている。そして、その主人公は労働者であるということではないか。社会は、上からは変えられない。身近に起きていることから、その当事者である労働者が声を上げることでしか変えられない。その先に、コロナ後としての労働者・国民のための公正・公平な社会が見えてくるのではないか。